

平成30年6月25日

厚生委員会資料

こども家庭部

【報告事項】

放課後児童健全育成事業特別拡充事業のさらなる支援について

[こども育成健康課]

放課後児童健全育成事業特別拡充事業のさらなる支援について

〔こども育成健康課〕

1 平成30年度放課後児童健全育成事業特別拡充補助金の申し込み状況について

区 分	施設整備特別拡充補助金	開設促進補助金
平成30年度当初予算	97,136千円 (24,284千円×4件)	15,000千円 (5,000千円×3件)
芝園校区	—	1件
豊田校区	—	—
堀川南校区	1件	—
藤ノ木校区	—	1件
山室校区	—	—
山室中部校区	—	—
杉原校区	—	—
合 計	1件	2件

2 事業目的

地域児童健全育成事業（子ども会）の利用児童数が基準を大きく超えている校区等で、学童保育の受け皿を早急に拡充するため、平成30年度当初予算において、新規拡充事業により、民間事業者の参入を促したものの、当初予算で想定していた件数を下回っていることや、応募がなかった小学校区もあることから、さらなる支援を実施するもの。

3 支援内容

今までは、放課後児童健全育成事業の開設にあたって、原則、土地や建物は、事業者で用意（賃借可）することとしていたが、この度、さらなる支援として、一定の条件を満たす校区において、既存の公共施設や市有地の利活用及び新たに用地を取得することで、市が土地や建物を用意し、公募で選定した民間事業者の有償で貸し付けることにより、放課後児童健全育成事業の開設を促進するもの。

(1) 一定の条件について

- (ア) 地域児童健全育成事業（子ども会）について、利用児童数が基準を大きく超えている校区、又は、利用ニーズが高く受け皿が不足している校区
- (イ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の定員に空きが少ない校区
- (ウ) 平成 29 年度末の小学校 1 年生から 3 年生の人口を基に、今後も、一定程度の学童保育の需要が見込める校区

今年度、(ア)～(ウ)のすべてを満たすのは、芝園校区、豊田校区、堀川南校区、藤ノ木校区、山室校区、山室中部校区の 6 校区

(2) 支援の種類について

No	区分	貸付方法	用地	建物	要件	募集予定校区
1	公共施設 利活用	行政財産の 目的外使用許可	市有地	行政財産と して供用中	小学校所在地 より半径 概 ね 1km 以内	山室校区 (旧山室第二土地 区画整理事務所)
2		普通財産の貸付		用途廃止済		—
3	市有地 有効活用	公園の占用許可	都市 公園	民間事業者 が建設		—
4		普通財産の貸付	市有地			—
5	新規用地 取得	普通財産の貸付	新規 購入			小学校所在地 より半径 概 ね 500m 以内

(3) 日程案について

- 平成 30 年 6 月 25 日 厚生委員会にて説明
- 平成 30 年 7 月中旬 公募開始（プロポーザル）
- 平成 30 年 8 月上旬 事業者決定
- 平成 30 年 9 月 改修等にかかる予算案を 9 月市議会定例会に提出
- 平成 31 年 4 月 放課後児童健全育成事業開始